

岐阜市立女子短期大学駐車場利用規程

制定 平成24年3月28日

改正 令和2年9月30日

改正 令和6年12月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）が通勤・通学のために設置している駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 駐車場の管理のため駐車場管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、管理責任者は事務局長をもって充てる。

(対象者)

第4条 駐車場を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する学生、研究生(以下「学生」という。)
- (2) 本学に在籍して教育、研究、事務等に従事する職員（以下「教職員」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者

(利用の申込み)

第5条 駐車場を利用しようとする者は、次に掲げる書類を管理責任者に提出することにより、駐車場利用についての申込みをしなければならない。

- (1) 駐車場利用申込書
- (2) 運転免許証の写
- (3) 自動車検査証の写
- (4) 任意保険証の写

(利用期間)

第6条 駐車場の利用期間について、前期及び後期の2期に分けるものとし、前期は4月1日から9月19日まで、後期は9月20日から翌年の3月31日までの期間とし、半期ごとに募集する。ただし、第4条第1項第2号、第3号に定める者は、4月1日から翌年の3月31日までを利用期間とする。

(利用の承諾等)

第7条 管理責任者は、利用の申込みを承諾したときは、利用者の氏名、使用する車両を登録すると共に、駐車場利用証（以下「利用証」という。）を利用者に交付するものとする。

2 利用者は、利用証を駐車場利用時に運転席前面の外部から確認できる位置に提示しなければならない。

3 利用者は、利用証を紛失し、滅失し、又は著しく汚損したときは、利用証の再交付を申し出な

なければならない。

4 利用者の駐車する場所は、指定しない。

(利用証の返還)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用証を速やかに返還しなければならない。

(1) 駐車場の利用の必要がなくなったとき。

(2) 第15条の規定により駐車場の利用の取消しを受けたとき。

(登録車両の変更)

第9条 利用者は、登録した車両に変更があった場合は、速やかに管理責任者に届けなければならない。

(駐車場利用料金)

第10条 駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の納付、返納)

第11条 利用者は、前期分の利用料金を4月中に、後期分の利用料金を10月中に前納しなければならない。ただし、年度の途中から駐車場を利用する場合は、前期分については、承諾の日の属する月から9月までの月数に月額の利用料金を乗じて得た額、また後期分については、承諾の属する月から翌年の3月までの月数に月額の利用料金を乗じて得た額を前納しなければならない。

2 管理責任者が、特別の理由があると認めるときはその全部または一部を還付することができる。ただし、年度途中で駐車利用を取りやめた場合、解約をした月の翌月から前期または後期の最終月までの月数に月額の利用料金を乗じた額を還付するものとする。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場における盗難及び事故等の防止に努めること

(2) 利用証を貸与し、譲渡し、また複製してはならないこと。

(3) 管理責任者の指示に従うこと。

(4) 駐車場において事故を起こしたとき、又は他の者の事故を発見したときは、速やかに管理責任者に申し出ること。

(管理責任)

第13条 駐車場内における事故、盗難、破損等による被害について、大学は一切の責を負わないものとする。

(損害の賠償)

第14条 駐車場の施設等を破損し、又は滅失した者は、直ちに管理責任者に届け出るとともに、管理責任者の指示に従い、これを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がその者の責めに帰すべき事由によ

るものでないときには、この限りではない。

(駐車場の利用の取り消し)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を取り消すことがある。

- (1) 利用の申込みにあたって、虚偽の申告をした者
- (2) 利用証を不正に利用した者
- (3) 管理責任者の指示に従わない者
- (4) その他駐車場利用が不相当と認められた者

(臨時の利用規制)

第 16 条 管理責任者は、本学の行事又は緊急事態等のために必要が生じた場合は、駐車場の利用を規制する措置を講じる（以下「規制措置」という。）ことができる。

2 規制措置については、掲示板等にて利用者にあらかじめ告知するものとする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
学内駐車場	岐阜市一日市場北町 7-1
学外駐車場 1	岐阜市一日市場北町 2-13
学外駐車場 2	岐阜市西中島 3 丁目 13-1

別表第 2 (第 10 条関係)

利用者	半期分
教職員、学長が必要と認めた者	18,000 円
学生	18,000 円